

# 令和3年度裾野市農業委員会11月総会 議事録

1. 開催日時 令和3年11月10日(水) 午後1時30分から午後2時5分  
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室  
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利			東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
6	杉山 邦利	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

8	渡邊 博美						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 勝又友揮 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

11	杉山 克己	1	杉山 守正
----	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 議第21号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について  
 (2) 議第22号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について  
 (3) 議第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和3年度裾野市農業委員会11月総会を開会します。  
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。  
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、11番 杉山克己委員、1番 杉山守正委員をお願いします。  
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。  
 それでは、議事に入ります。議第21号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第21号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 5番 柏木一男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、景ヶ島交差点から南に約140メートルのところに位置します。  
申請地は調整区域内の農地です。面積は59㎡で、地目は登記簿・現況共に畑です。  
申請地は、公図上の道路敷（赤道）と水路敷（青道）として市が所有しておりました。しかし、数十年前から受人は南側農地と一体で畑として耕作しておりました。現地は道水路としての実体がなく、今後も受人が畑として一体利用することから、官地の払い下げ手続きを行い、農地として取得するものです。

受人は、60年ほどの農業経験があり、経験や技術について問題はありません。

必要な農機具も所有しており、申請地取得後は南側農地と一体で野菜を栽培する計画であるため、営農に問題は無いと思われまます。

申請地取得後の経営農地は、5,489.02㎡で、下限面積を満たしています。  
通作にかかる時間は、徒歩で30秒程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また、従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、野菜を栽培する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われまます。ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第21号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

市野哲也委員

説明にもあったが、申請地は市の所有地であったのか？

事務局

はい。公図上は赤道と青道となっていました。現況は農地として管理されています。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第21号 番号1について、本案を原案のとおり許可すること賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第22号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1、2は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第22号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1、2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 4番 勝又和一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、ヘルシーパーク裾野の約400メートル西側に位置します。

現況は畑となっています。

貸し人は、平成10年にそれぞれ相続により申請地を取得しています。

申請地は芝畑となっており、保全管理はされていますが休耕の状態です。

借り人は、御殿場市に本社を置き、建設業を営む法人です。

トヨタのウーブンシティ事業により発生する工事残土の処分を請け負うにあたり、工事残土の受け入れが可能な土地を探していたところ、貸し人の土地の使用について承諾が得られたことから4年間の一時転用として申請に至りました。

一時転用のため、造成工事完了後は芝畑に戻して貸し人に返すものです。

なお、事業規模から敷地内に調節池を設ける必要があるため、申請地の東端の部分は一時転用ではなく調節池にするための永久転用の申請となります。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

申請地のうち約13,000㎡に1:2の勾配で盛土し、土量は約30,000㎡を予定しています。

県の技術基準に沿った施工が計画されており、外周には防護柵を設置することで近隣への安全対策が図られます。

すでに裾野市土地利用対策委員会の承認を得ており、土砂条例による許可を受けるための手続きも進められています。

申請は一時転用となりますが、事業後は農地に復元することの誓約書と、土地所有者による耕作管理計画書が添付されており、資金計画も適正と考えられるため、一般基準を満たしていると考えます。

申請地の南側は道路、北側は山林、西側は赤道を挟んで農地、東側は農地に面しています。

工事期間中は保安対策として周囲を防護柵で囲みます。

雨水は、盛土部分の周囲に土側溝を設けることで、土側溝を経由し調節池に流れ込み、場外へ放流します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の議第22号 番号1、2について、質疑等がありましたらお願いします。

市野哲也委員

5年後にどのようにして農地に復元するのか？

事務局

事業計画によると、表土の芝を取り、別の場所で保管する。土を入れた後、保管していた芝を戻し、地主へ返還する。

市野哲也委員

盛り土はそのままなのか？

事務局

そのままとなる。盛り土の上に芝を戻すため、高さが上がる。

市野哲也委員

復旧はしなくてもよいのか？

事務局

残土処分や盛り土は一時転用が原則となっている。そのため、農地に復元するよう指導している。

市野哲也委員

産業廃棄物については？

事務局

産業廃棄物の処分場にするために永久転用する場合もあるが、今回は建設残土のため、産業廃棄物の処分場としての利用としてはではない。

市野哲也委員

最近、違法的な残土処分等が問題となっている。今回の件に関しての安全面での担保等はあるのか？

事務局

規模が大きく、市の土砂条例にも該当するため、すでに申請はされている。土砂条例では土質の検査証明書等が必要書類となっている。土質については環境省が定めている基準があるため、安全性については確保されている。

市野哲也委員

行政は今後も指導を続けるのか？

事務局 農業委員会は農地に復元するまでが許可の条件となるため、今後も管理・指導を続ける。

市野哲也委員 農業委員会だけでなく、関係各課も管理していくのか？

事務局 土砂等の安全性については関係各課で管理・指導していくが、農地に復元するのは農業委員会で管理・指導をしていく。

杉山守正委員 計画図を見ると盛り土の高さは一番高いところで約4メートルと書かれているが、合っているか？

事務局 現在は3段で分かれているが、1番下には5メートル弱、1番上は3メートルほどとなる。事業後は1団のなだらかな勾配になる予定。

庄司健一委員 所有者は事業後の土地の状態になることを了承しているのか？

事務局 土地の所有者が了承をしたうえで、事業者と連名で申請をしているため、問題はない。

宮崎慎一委員 運搬経路は？

事務局 裾野インター線と国道246号線が交差するあたりが出入口となる。そこからうさぎ島へ向かい、裾野運動公園を上っていく。梅の里へ入り、下和田の調整池を下っていく経路となっている。

大庭清宏委員 調整池はそのままなのか？

事務局 調整池は永久転用となるため、農地復元は求めない。

大庭清宏委員 地目は何になるのか？

事務局 雑種地になるかと思われる。

議長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。  
それではお諮りします。議第22号 番号1、2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。  
次に、議第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 番号1  
(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 7番 鈴木知華委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 願出地は、西中学校から約100メートル北東の市街化区域に位置します。  
願出地の面積は3筆合計542㎡です。

地目・現況共に畑として、適正に管理されております。  
願出人は、被相続人の子で、現在70歳、職業は不動産賃貸業兼農業です。  
昨年2月に被相続人が死去したため、3人の相続人の間で遺産分割協議を進めておりましたが、この度、願出人が願出地で農業を続けることになり、協議が整いました。  
そこで、租税特別措置法第70条の6第1項による相続税の納税猶予を受けるため、適格者証明を申請するものであります。  
現況と同じく、願出地では露地野菜、茶、果樹を作付する計画です。  
願出人と願出人の妻、息子で耕作管理を行います。  
願出地は、耕作に関する特段の支障はないものと思われまます。  
願出人は、被相続人が亡くなる前から30年ほど耕作を手伝っておりました。願出人の年齢、家族構成等からも、今後自らが耕作管理を行うことについて、特段の問題はないと思いますので、よろしくご審議願います。

議長

ただ今の、議第23号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第23号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。  
これをもって令和3年度裾野市農業委員会11月総会を閉会します。

令和3年11月10日 (会議録署名人)

11番署名人

杉山克己

1番署名人

杉山守正